



池田町土地改良区



バイカモ（地方によっては、ウメバチモや金魚草とも言われている。）は日本の固有種で、清流を好む常緑の沈水植物です。水底に群生し、水の中で流れに沿って下流へとなびきながら成長し、長さは2m近くなることもあり、その名の通り梅の花に似た1cm～1.5cmくらいの小さく可憐な白い花を咲かせます。花期のピークになると群生地一面に咲き乱れ、まるで緑地に花柄のカーペットのようで壮観です。

繁殖地は、冷水で澄み切った水が豊富にあり、流れも緩やかなところに限られています。また、草陰は、魚やドジョウの隠れ場所となっていますので、これを目当てに魚取りに興じた方もおられたかと、思います。

バイカモの花は古くから日本人に愛され、俳諧の世界では「藻の花」というと主にバイカモやその仲間のことをさし、歳時記では仲夏の季語になっています。

しかし、一方で流水利用の視点からは、通水阻害の駆除対処植物とされてきました。

水路管理の利便性、水量確保、更に治水の観点から、水路が土からコンクリートに変わる事により、その繁殖地も徐々に減少していることも事実です。すでに絶滅した都道府県もあることが報告されています。

生育環境の保全を優先するのか、利水を優先するのか、その判断は非常に難しいものと推察いたします。当町にも、底の無い柵渠型の排水路も数多くあり、バイカモが繁茂している箇所もありますので、これを機会に鑑賞されては如何でしょうか。

（参考資料：書籍、インターネット 他）

第58回 通常総代会を開催

令和8年3月24日(火)、午後1時30分より池田町役場大会議室において、第58回の通常総代会を開催いたしました。今回は、定款の定めに基づき、当日所用にてやむを得ず欠席される場合は、書面議決書を提出する事で意思を示す方式にて行いました。

当日は、出席者27名、書面出席者11名により、令和7年度の補正予算並びに、令和8年度の事業計画及び当初予算等の議案すべて可決されました。

議案一覧 (報告1件と議事12件を上程)

- 1 報告第1号 中間監査報告について
- 2 議事
 - 承認第1号から承認第4号
 - 令和7年度の補正予算4件について
 - 議案第1号から第4号
 - 令和8年度土地改良区の事業計画及び、定款に基づき総代会で議決すべき議案4件について
 - 議案第5号から第8号
 - 令和8年度一般会計及び、特別会計4件の当初予算について

主要な議題のてんまつ

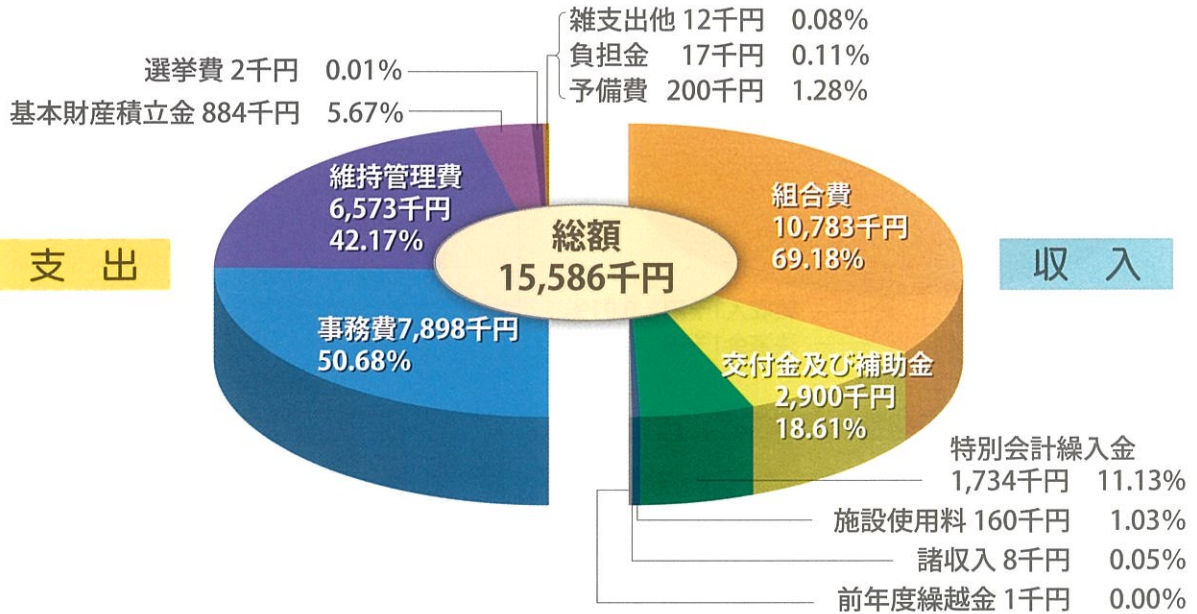
- 1 令和7年度の補正予算4件は、原案どおり可決されました。
- 2 賦課金、決済金等の収入財源に係る徴収単価は、昨年引き続き据え置きで可決されました。
- 3 令和8年度池田町土地改良区の事業計画及び、定款に基づき総代会で議決すべき議案、並びに一般会計、土地改良事業特別会計、特別会計地区除外決済金、県営経営体育成基盤整備事業特別会計の予算は、原案どおり可決されました。概要は次のとおりです。
 - (1) 事業計画
地区内の農業用水の監視及び、付属施設の軽微な補修を実施する。また、大規模改修工事は補助事業を導入し、特別会計で実施します。
県営経営体育成基盤整備事業会染西部地区の事業資金の借り入れ、返済を行う。
 - (2) 一般会計
令和8年度は、経常経費及び小規模修繕の増加見込みにより、収入支出それぞれ前年度対比3.4%増の、15,586千円としました。
 - (3) 土地改良事業特別会計
令和8年度は、一般県単事業、防災・減災事業、維持管理適正化事業の実施並びに一時借入金の計上により、収入支出それぞれ前年度対比84.0%増の112,118千円としました。
(事業予定箇所は、4頁に掲載しました。)
 - (4) その他特別会計
特別会計地区除外決済金予算は、17.5%減の6,548千円、
県営経営体育成基盤整備事業特別会計予算(会染西部地区)は、令和8年度で過去3年分の借入金の繰り上げ償還を行う為、収入支出それぞれ前年度対比113,271千円増の119,829千円としました。
(各会計の内容は、2頁、3頁に掲載しました。)



議長 藤澤宣治 総代

令和8年度各予算の内訳

1 一般会計予算

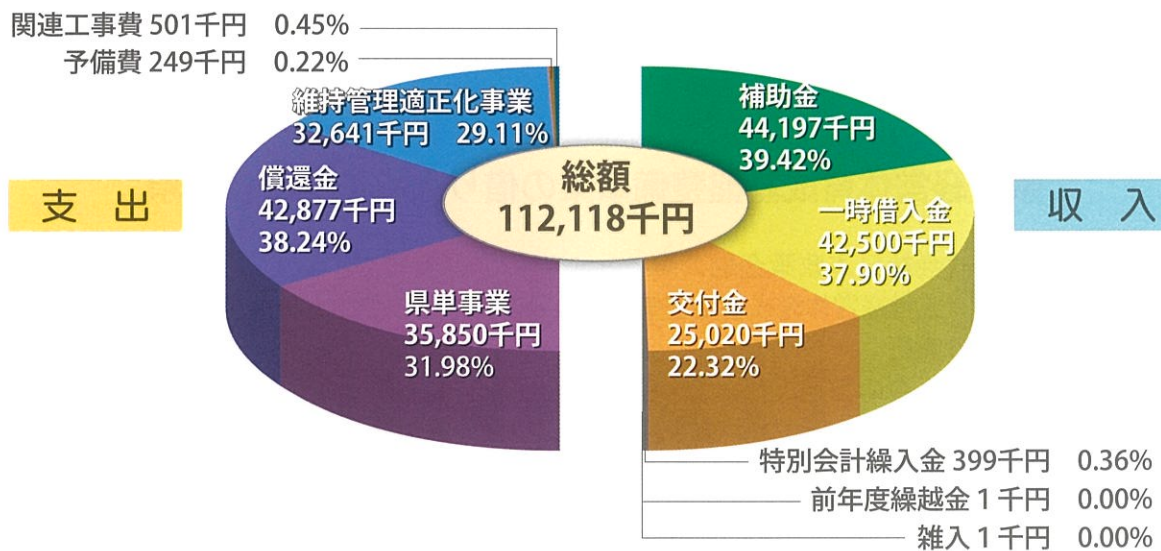


*注：前年度繰越金は、5月の出納閉鎖後に確定とするため、最低予算額1千円とします。

*注：収入の組合費とは、經常賦課金（水利費）を示し、1反歩当たり1,400円です（総代会議決）。

*注：支出の維持管理費の内50%は、各地区への維持管理地区交付金となります。

2 土地改良事業特別会計予算



*注：前年度繰越金は、5月の出納閉鎖後に確定とするため、最低予算額1千円とします。

*注：収入の補助金とは、施設更新に伴い国県及び池田町より事業費として、交付されるものです。

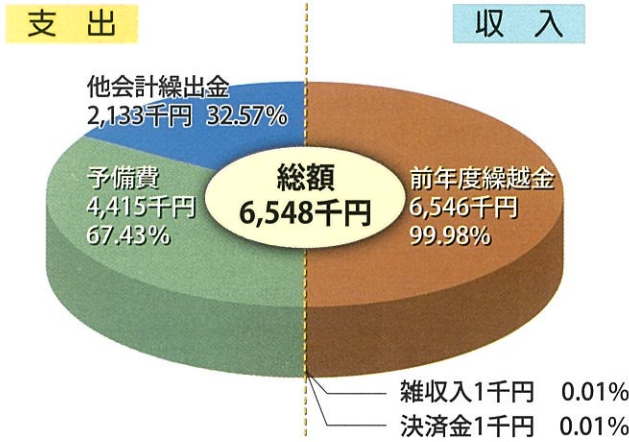
*注：収入の一時借入金、支出の償還金は、国県の補助金が入るまでのつなぎ資金として、計上したものです。

*注：支出の維持管理適正化事業とは、5年間の期間計画で、積立を行いながら実施する事業です。

○令和8年4月1日現在の状況 : 組合員数1,408名 : 賦課面積 770.2ha

○池田町土地改良区役員等の構成 : 理事10名・監事2名・総代40名

3、特別会計地区除外決済金予算



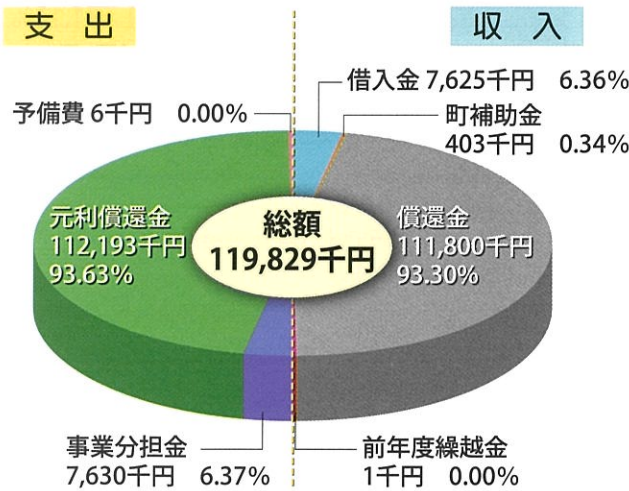
注：地区除外決済金の単価の決定は、毎年3月の通常総代会で決定されます。

令和8年度の単価は、1㎡当たり30円です。

注：収入予算中、決済金については、発生時毎の収入となりますので、最低予算額1千円とします。

注：支出予算中、予備費は、災害時又は緊急施設修繕等やむを得ない状況に至った時、これを取り崩し、不足する財源へ補填を行います。

4、県営経営体育成基盤整備事業特別会計予算



注：収入予算中、前年度繰越金は、5月の出納閉鎖後に確定となるため、最低予算額1千円とします。

注：支出予算中、事業分担金は、土地改良区が代行で借り入れた金額を、町へ支出する金額となります。

注：借入金、事業分担金の額は、毎年度の事業費の決定額により、変動します。尚、借入金については、決算時の財産目録に長期負債として、記載します。

注：収入の償還金、支出の元利償還金は、繰り上げ償還に伴うものです。

県営経営体育成基盤整備事業の借りに関する事項

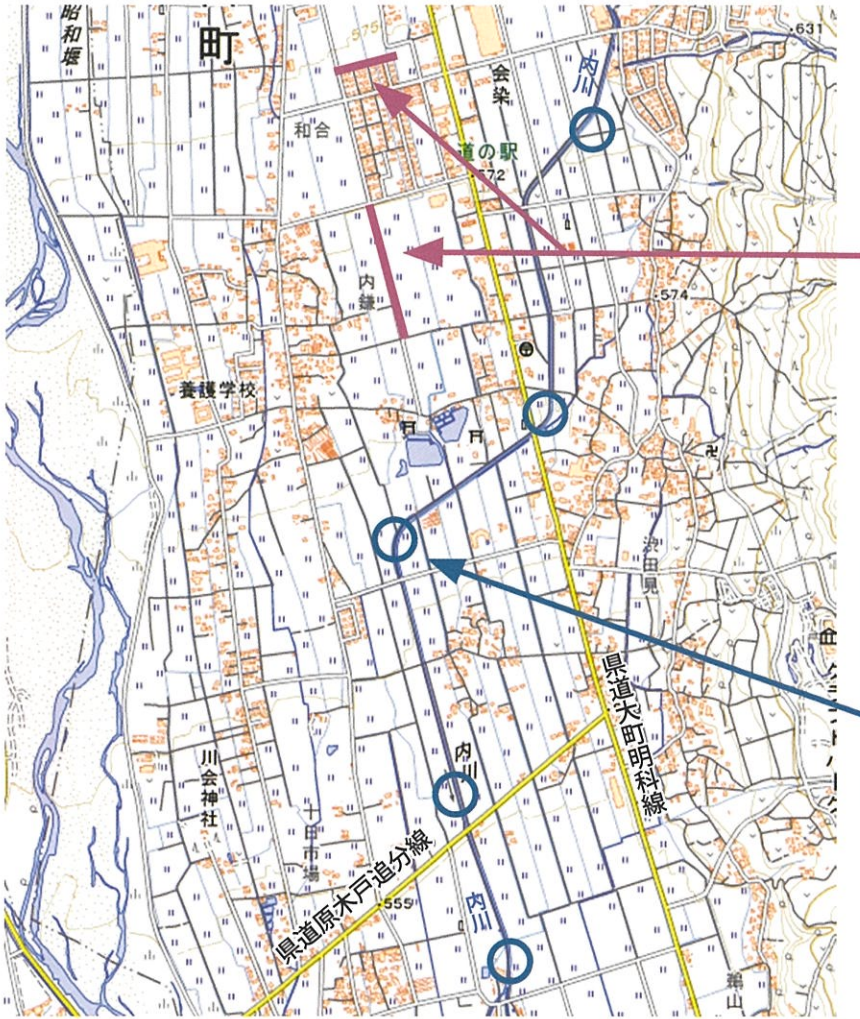
- 借入先 株式会社日本政策金融公庫
- 借入の目的 県営経営体育成基盤整備事業会染西部地区の受益者負担金分(事業費の12.5%分)。
- 借入・償還の実行
 - 各年度の借入金の償還期限は25年で、据え置きは10年です。
 - 本事業は、事業認可時の耕作要件を満たせば、促進費として国が補助し、受益者負担は無いものです。
 - 本借りに係る利子及び元金の償還金は、償還期日前に町から土地改良区へ交付されます。

*従い、本会計は、町と融資機関との経由会計のため、土地改良区の費用負担はありません。

ご協力をお願いします。

水路の良好な通水を保つために、接する水路の土砂上げ、水際・土手の草刈りにご協力をお願いします。

令和8年度 事業予定箇所



農業水路長等寿命化・防災減災事業
水路改修内鎌地区（2ヶ年事業）



土地改良施設維持管理適正化事業
内川地区水門改修



県単補助事業箇所
五丁目放水路水門改修



農業水路等長寿命化・防災減災事業
水路改修滝沢堰（2ヶ年事業）



土地改良区からのご願い

■水路の長寿命化へのご協力

過去のほ場整備や国庫補助事業により建設した水路の老朽化が進行しております。

土地改良区では、町と連携し、まずは幹線水路の改修を、計画的に実施しておりますが、当町の水路延長は、幹線扱いでも200キロメートルを超えており、細部までは手の届かない現状です。

ついては、自治会他各種団体において、町からの多面的機能支払い交付金事業費及び、資材支給事業費並びに、土地改良区からの維持管理地区交付金の活用により、計画的な補修事業を実施され、水路の延命、通水確保にご協力をお願いいたします。

■ゲリラ豪雨時の対応について

近年、局地的に多量の降雨（ゲリラ豪雨）が増加しております。

水利管理者としての対応は行っておりますが、短時間で多量の雨水が水路に流入する為、処理が追いつかない状況が報告されています。この点について、処理の困難な自然災害と、ご理解をいただきたく、お願い申し上げます。

各種届出が必要な場合

■組合員の変更

次の事項が発生した場合には、速やかに土地改良区への変更届けの提出が、法律により義務付けされております（組合員の資格取得及び喪失届け）。

届け出がなされると、賦課金（水利費）の納入者、組合員登録などの台帳修正が行なわれません。

更に、土地改良区役員、総代の立候補並びに、選挙権を行使することができなくなります。

▼届け出事項

一、中間管理機構、個人間で、水田の貸し借りの契約をした場合

二、農地の権利移動があった時（売買・交換・譲渡）

三、組合員の死亡による名義変更

四、組合員が住所、口座、名義を変更した時

▼届け出方法

土地改良区窓口において、所定の用紙に記入をしていただきます。

また、希望により、郵送での手続きも行えます。

■農地を農地以外に変更する

▼意見書の交付

農業委員会へ農地転用申請書を提出する際には、土地改良区の意見書の添付が必定となりますので事前に意見書の交付申請手続きを行って下さい。

▼地区除外決済金

農地転用や田から他の地目へ変更（畑、雑種地他）を行う際には、土地改良区へ地区除外申請手続きと、地区除外決済金の納入を同時に行なって頂きます。

これらの手続きが滞ると、賦課金台帳の修正及び除外が出来ないため、適正な賦課金が賦課されません。

又、公共用地（道路、水路、施設用地等）に買収されたり、寄付をされたりした場合も、旧地権者が申請手続きを行うこととなっておりますので、ご注意ください。



編集後記

役員に就任し、一年を迎えようとしております。この間様々な課題への対応には、鋭意努力を課せられてまいりました。

今後もこの姿勢は、常に保ち続けて精進してまいりますので、組合員の皆様におかれましてもご協力の程、よろしくお願いいたします。

さて、令和8年度予算においては、幹線水路の大規模改修、また、会染西部地区ほ場整備の完了準備などにより、例年のない予算規模となりました。更に、水利施設の改修時期を迎えるに当たり、大規模予算を組まざるを得ない状況となっております。

予算編成においては、町と整備計画を密に検討し、国庫の補助事業を増大し、町並びに土地改良区の費用負担の軽減が不可欠とされます。

理事長を筆頭に、最善策を見出し、有益な事業展開を行ってまいります。と考えてます。

土地改良区だより編集委員会

- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 立岩 義博 |
| 委員 | 西窪 一雄 |
| | 西山 孝 |
| 落合 | 孝明 |